

事務連絡
令和2年1月24日

各〔都道府県〕
〔保健所設置市〕 住宅宿泊事業主管部局 御中
〔特別区〕

観光庁観光産業課長

新型コロナウイルスに関連した肺炎患者の発生に係る協力依頼について
(追加依頼)

中華人民共和国湖北省武漢市で集団発生の報告があった非定型肺炎について、世界保健機関（WHO）は1月14日、当該肺炎患者の検体から新型コロナウイルスが検出されたと認定しました。

武漢市をはじめ、各地で新型コロナウイルスに関連した肺炎であると診断された患者数は、1月23日時点で595名（うち死亡が17名）であり、1月15日には日本国内においても武漢市への滞在歴がある方1名に関し、新型コロナウイルスが陽性であったことが確認されました。

新型コロナウイルス関連肺炎に関しては、既に関係省庁が連携して水際措置を講じている一方、1月21日、別添1のとおり「新型コロナウイルスに関連した感染症に関する国土交通大臣指示」がなされたところです。

また、本日開催された国土交通省幹部会議において、別添2のとおり「観光庁は、訪日外国人旅行者が滞在する宿泊施設に対し、当該宿泊者が発熱又は呼吸器症状を発症した場合は医療機関への受診を勧める等の対応について周知を図ること。」と、新たに大臣から指示がありました。

さらに、本日厚生労働省より、中国湖北省武漢市より1月19日に来日した外国人旅行者が新型コロナウイルスに関連した肺炎であることが確認されたとの発表がなされました。

つきましては、1月24日からは春節を迎えて、多数の中国人旅行者の訪日が予想され、届出住宅滞在中に当該肺炎が発症する可能性もあるため、下記について貴管内の住宅宿泊事業者に対し周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、貴自治体の感染症担当部局と適宜連携を図っていただきますようお願い申し上げます。また、当該肺炎については、情報収集を継続中であり、新たな対応を行う場合が今後想定されます。厚生労働省等関係機関からの新たな発表があった場合、そちらに従ってください。

記

1. 宿泊者に対し、宿泊者名簿への正確な記載を働きかけるとともに、保健所が行う疫学調査等の宿泊者に関する状況把握に協力すること。
2. 宿泊者に対し、新型コロナウイルスに関する情報提供を行うとともに、発熱又は呼吸器症状（咳等）の発症（以下「発症」という。）時には必ず住宅宿泊事業者に申し出るよう伝えること。



3. 宿泊者が、届出住宅滞在中に発症を申し出た場合、マスクを着用するなどし、事前に医療機関へ連絡した上で受診するよう勧めること。
4. 3. により、医療機関での診察を希望した宿泊者に対しては、医療機関の紹介等の支援を行うこと。
5. 住宅宿泊事業者は、手洗い、うがいを励行すること。特に、3. の発症の申し出があった当該宿泊者と対応した住宅宿泊事業者は、マスクの着用、症状が認められた際の医療機関での受診等適切な対応をとること。
6. 宿泊者が、届出住宅滞在中に発症を申し出た場合、遅滞なく、別紙様式に沿って観光庁観光産業課あて（メール：hqt-ryokan.hotel@gxb.mlit.go.jp、又はFAX:03-5253-1585）に報告すること。

以上